

総社市創業助成金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、新規創業者の創業当初の経済的な負担を軽減することにより、市内における新規創業者の増加を図り、もって雇用の拡大及び地域経済の活性化に資することを目的として、予算の範囲内において総社市創業助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 創業 事業を営んでいない個人が新たに事業を開始すること、事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始すること、又は、会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始することをいう。
- (2) 創業支援等事業計画 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）の規定に基づき認定を受けた計画をいう。
- (3) 特定創業支援等事業 創業支援等事業計画に基づく支援のうち、創業者に対して、創業に必要なとなる経営、財務、人材育成、販路開拓等に関する知識を習得できるように支援する事業であって、継続的に行われるものをいう。
- (4) 創業の日 所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に基づく開業等の届出に記載した開業日又は登記事項証明書に記載された会社の成立年月日をいう。
- (5) 新規創業者 新たに市内で創業したものであって、創業の日から1年以内のものをいう。

(交付対象者)

第3条 助成金の交付対象者は、次の各号の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 市内で創業した個人又は市内に本店を登記した法人の代表者であること。
- (2) 市から特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明を受けた新規創業者であること。
- (3) 申請者（個人の場合は当該個人、法人の場合は代表者個人）が市税を滞納していないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 事業内容が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく風俗営業等を行うもの
 - イ 申請者（法人の場合は、当該法人及びその役員を含む。）が総社市暴力団排除条例（平成23年総社市条例第15号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等に該当するもの
 - ウ 事業内容が公序良俗を害するおそれがあるもの
 - エ 既存事業の承継に係る創業を行うもの

(助成金の額等)

第4条 助成金の額は、30万円とし、同一の交付対象者につき1回限りとする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、創業の日から1年以内に、創業助成金交付申請書（以下「申請書」という。）に市長が別に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認める

ときは助成金の交付を決定し、当該申請者に交付決定通知書により通知するものとする。

2 市長は、審査の結果、不相当と認めるときは不交付決定通知書により通知するものとする。

(助成金の請求及び支払)

第7条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた者は、創業助成金請求書により、市長に助成金の支払を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに助成金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、助成金の交付を受けたものが、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) この要領に違反したとき。

(助成金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、その取消しに係る全部又は一部について既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項及び様式は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行し、この要領の施行の日以降に創業した新規創業者に適用する。